

平成27年第1回第九地区教科用図書採択協議会議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成27年4月10日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時20分

2 出席委員の氏名

委員	日高 良（会長）
委員	記伊 哲也（副会長）
委員	平山 浩一（監事）
委員	安田 昌則
委員	長岡 廣通

3 事務局等の出席者

学校教育首席指導官	沖 毅（事務局次長）
学校教育課長	武田 真治（事務局長）
記録者 学校教育課長補佐	松永 浩一
学校教育課教務係長	藤吉 康裕

4 場所

柳川市役所三橋庁舎第5会議室

5 協議事項

- ①平成27年度第九地区教科用図書採択協議会委員（案）について
- ②平成26年度事業報告
- ③平成26年度決算報告及び監査報告
- ④第九地区教科用図書採択協議会規約
- ⑤第九地区教科用図書採択協議会の文書開示に関する要項
- ⑥教科用図書採択事務運営要項
- ⑦教科用図書の採択に係る組織及び教科用図書採択協議会事務局の組織について
- ⑧選定委員会委員の選考（案）
- ⑨平成27年度第九地区教科用図書採択協議会予算（案）について
- ⑩平成27年度第九地区中学校教科用図書採択日程（案）について
- ⑪その他

発言者	内 容
事務局長	<p>本日は、年度初めの公務ご多忙な中にかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず、事務局の職員が替わっておりますので、紹介をしたいと思います。</p> <p>(事務局自己紹介)</p>
事務局員	<p>それでは、只今より、平成27年度第1回第九地区教科用図書採択協議会を始めさせていただきます。</p> <p>始めに、平成26年度会長でありました、柳川市の黒田教育長が昨年度末で退任され、現在、本協議会の会長が不在となっております。本会規約第6条に会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理するとなっておりますので、会長選出までの議事進行を、副会長の記伊副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>記伊でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、協議事項の①平成27年度第九地区教科用図書採択協議会委員(案)について、事務局からの提案をお願いします。</p>
事務局長	<p>資料の1Pをご覧ください。まず、会長でございますが、平成26年度の会長は、柳川市の教育長が会長となっておりますので、引続き柳川市の日高教育長にお願いしたいと考えております。</p>
副会長	<p>ただいま、事務局の方から会長に日高教育長さんをと提案がございましたが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>よろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>それでは、異議なしということでございますので、会長を日高教育長にお願いします。会長が決まりましたので、これより議事進行を代わって、席も代わりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、皆様から選出をいただきましたので、第九地区の会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速進行いたします。本年度は中学校教科用図書の採択の年になっております。そのため8月まで多くの会合が予定されているようでございまして、委員の皆様には、今後いろいろご迷惑をおかけするだろうと思いますが、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日は第1回の会議でもあり、多くの協議事項がございます。最後までご審議よろしくお願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは協議に入らせていただきます。①採択協議会委員(案)について、引続き、事務局から説明をお願いします。</p> <p>再度資料の1Pをご覧ください。採択協議会委員でございますが、規約第4条で「採択協議会は、関係市町教育委員会の委員又は教育長のうちから各市町1名をもって組織する」となっています。また、役員については、同5条で「互選」となっております。</p> <p>会長につきましては、先程選出いただきましたが、一昨年度、副会長は大川市教育長、監事は大木町教育長ということで確認いただいておりますので、本年度についても、名簿のとおり副会長を記伊哲也教育長に、監事を平山浩一教育長に、また、安田昌則教育長、長岡廣通教育長を委員ということでご確認いただきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局より委員及び役員について提案がありましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしということですので、皆様よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、進行いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>協議事項の②平成26年度事業報告と③決算報告及び監査報告を続けて事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料のP2をご覧ください。</p> <p>平成26年度 第九地区教科用図書採択協議会事業報告</p> <p>4月11日の第1回から採択協議会を計8回開催しております。</p> <p>また、選定委員会として5月20日ほか計5回開催しております。</p> <p>続いて、平成26年度の決算報告ですが、3Pをご覧ください。</p> <p>収入の部ですが、負担金 230,000 円、25年度からの繰越金が 209,426 円、預金利息が 47 円、収入合計 447,053 円でございます。</p> <p>支出の部につきましては、報償費 40,000 円、これは学識経験者等への謝礼でございます。旅費 84,200 円、これは協議会委員及び選定委員会委員の旅費でございます。需用費、食糧費、消耗品費合わせまして 41,714 円、これは会議時のお茶・弁当代、事務用消耗品を購入しております。</p> <p>役務費 5,860 円、切手を購入しております。</p> <p>使用料 17,240 円は、三橋公民館で行いました会場使用料と文</p>

<p>会長</p> <p>監事</p>	<p>書開示請求のコピー代でございます。</p> <p>以上、支出合計 189,014 円で、差引残額 258,039 円は 27 年度への繰り越しとなります。以上でございます。</p> <p>それでは続きまして、大木町の平山監事から監査報告をお願いします。</p> <p>26 年度監事を仰せつかりました平山でございます。監査報告をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>監査報告書。平成 26 年度第九地区教科用図書採択協議会収支決算について監査を実施した結果、預金通帳、会計諸帳簿、領収書等書類等について、適正に処理されていたことを認めます。平成 27 年 4 月 3 日。以上報告申し上げます。</p>
<p>委員一同</p> <p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、今の事務局からの説明、監査報告について、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>ありません。</p>
<p>事務局長</p>	<p>では、無いようですので②③の平成 26 年度第九地区教科用図書採択協議会事業報告及び決算報告並びに監査報告を終わります。次に、協議事項の④第九地区教科用図書採択協議会規約について事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料の 5 P をご覧ください。第九地区教科用図書採択協議会規約についてご説明いたします。</p> <p>特に改正等はありませんが、委員の変更がっておりますので、以下、項目毎に簡単にご説明させていただきます。</p> <p>第 1 条 では、協議会規約の目的について規定しています。</p> <p>第 2 条 では大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、大木町で採択協議会を設置することを規程いたしております。</p> <p>第 3 条 では、採択協議会は 1 種の教科用図書を選定すること。選定委員会委員の人数を定め、委嘱し選定に関することを諮問することが規定されております。</p> <p>第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条 採択協議会の組織と役員の任務、採択協議会の会議について規定いたしております。</p> <p>6 P をお願いいたします。</p> <p>第 10 条 は採択協議会に選定委員会を置き、その中に、総括部会と選定部会を置き、調査研究委員会の研究結果に基づき、小・中学校で使用する教科用図書を 3 種以上答申すること等を規定しております。</p> <p>第 11 条、第 12 条 総括部会の組織、選定部会の組織構成に</p>

	<p>ついて規定いたしております。</p> <p>7 Pをお願いいたします。</p> <p>第13条 学校の意見聴取について規定しております。</p> <p>第14条 採択協議会から調査研究委員会への諮問について 規程致しております。</p> <p>第16条 は事務局を柳川市教育委員会に置くことを規定いた たしております。</p> <p>第17条 採択協議会の経費は、関係市町教育委員会が負担す ることを規定いたしております。以上です。</p>
会長	<p>ただいま、本地区の採択協議会規約について説明しました。</p> <p>これにつきまして、何か質問等がございますでしょうか。</p> <p>なお、付け加えますけれども、この規約については、南筑後管 内の第十地区と基本的に同様ということを申し添えます。いかが でしょうか。</p>
委員	<p>各市町教育委員会で説明、承認をしていただくために、もう少 し時間が欲しいです。教育委員さんから質問があった場合、資料 を基に説明する必要があると思います。</p>
会長	<p>関連してございますか。では、協議の時間としていいですか。 ご意見をいただけますか。</p>
委員	<p>日数は去年どのくらいでしたかね。確か3日か4日にあって、 日数もあまりなかったような。今回は5日ということですよ。ね。 その間に教育委員会を開くことになります。</p>
会長	<p>本年度の日程は24ページ。8月4日ですね。</p>
事務局長	<p>去年は7月28日に3種選定して、8月4日に1種選定。</p>
委員	<p>1種だから1日かけてしましたね。それを基に持ち帰って、教 育委員会をその間に開いて、ご報告する期間が、今おっしゃった ように数日間しかなかったと。</p>
会長	<p>他に、期間の不都合というか、もうちょっと期間があったらな ということがありましたでしょうか。</p>
委員	<p>去年は4日でしたね。6日にしています。</p>
会長	<p>それは、前もってそういうことだからということでも予定されて たということですね。</p>
委員	<p>はいそうです。以前に日程の説明をしていました。</p>
会長	<p>日程を組んでいただいていたらいいのですが、もうひとつのご 意見の対応について。</p>
委員	<p>当時の委員長さんが、事前に資料をもらえないのかということ</p>

会長	<p>でした。</p> <p>それは、最終の採択協議会の資料を各市町に渡すということですか。それは問題ないですか。</p>
事務局長	<p>基本的には公開だが、9月1日からとなっています。だから、それ以前に見せるとなるとどうかというところがあります。</p>
会長	<p>公表という部分と重なる問題が生じる。</p>
事務局長	<p>9月1日までは閉鎖状態なのでしょ。</p>
会長	<p>そうです。それはまだ公表しません。</p>
事務局長	<p>そこで提示された資料等についても公表はしないのですね。</p>
委員	<p>はい。</p> <p>結局、市町が教育委員会を開いて採択決定。その時にどこまでこの規約の範囲で資料を提供出来て、それがどの程度かということとをここで決めておくといいのでは。</p>
委員	<p>今年からは、新教育委員会制度になってますから専決でいいと思うんですよね。でも、去年までは実際そうではなかったはずで、教育委員会に前もって説明しておかなければならないのかなと思った次第です。今年は専決ですからいいにしても。</p>
会長	<p>ただ、新教育委員会制度が動いてるのは5分の4で大木町が動いていない。</p>
委員	<p>でも、各市町の教育委員会の考えをもとにすることには変わりはないということですね。ですから、委員長がいるいないにかかわらず、そういうことではないですね。</p>
会長	<p>調査研究から出た資料と選定から出された3種選定の資料、A4版の資料を見せることは、後々は公表する部分ですからよいのではないのでしょうか。それを前倒しで各教育委員にお見せするということは、ここで決めておけば、説明後に回収してもらうという条件とかを付けければ問題は生じないような気がしますけど。いかがですか。</p>
委員	<p>教育委員にもたせないということを条件でお願いします。説明するところで初めて見せて、その場で回収ということ。</p>
委員	<p>持ち帰らせないということ。</p>
委員	<p>可能ならそれでいいのではないかと。</p>
会長	<p>復唱しますと、期間をどの位にすることは置いておいて、それぞれの教育委員さんが判断をしていただく資料として、調査研究部、選定委員会から3種に絞られた時のA4版の資料を、それぞれの市町で開かれる委員会の場で、それぞれの委員さんに提示</p>

委員 事務局次長	<p>をすると、そしてその後必ず回収をして持ち帰ることはないという条件でそのようにすると。いいですかね。</p> <p>条件的にそれでおさまるのならですね。</p> <p>資料自体が、たしか1社で2～3枚ずつだったかな。結構量が、委員さんが見られる量は確かに多くなる。調査と選定ではかなりの量になる。</p>
会長 事務局次長	<p>選定委員会の資料だけに限ったらどうでしょうか。</p> <p>時間がものすごく、読まれる時間がかかるというのがありますから。</p>
会長	<p>じゃあ、選定だけにしましょうか。</p> <p>確認し直します。3種選定に係る資料、選定委員会から提示された資料をお見せするというでいいですかね。</p>
事務局次長	<p>そういうことで確認します。あと期間ですが去年と同様程度でいかがでしょうか。</p> <p>去年同様くらいの時期で考えていたんですけど、少し延ばせるだけ延ばしたいなど。</p>
会長 事務局次長 会長	<p>県に提出しないといけないのか。</p> <p>はい。報告があるので、それに間に合うようには。</p> <p>少なくとも9月1日と公表としているなら、それまでに全県揃っているはず。</p>
委員	<p>期間については、13日でもさほど変わらないと。事前にそういうことができれば。</p>
事務局次長 会長	<p>昨年度と同じくらいで考えてみます。</p> <p>事前にとというのは、ここで1種に選定した直後からということですよ。</p> <p>それでは、期日については提案どおり。</p>
委員 事務局次長 会長	<p>報告期限は13日でもいいですか。</p> <p>それはまだ決めていません。</p> <p>昨年度を目途にということで確認をします。あと先程の運用方法で、皆さん、よろしいですか。</p> <p>他になれば先に進みます。</p>
事務局次長	<p>次に協議事項⑤第九地区教科用図書採択協議会の文書開示に関する要項について事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料8Pをご覧ください。</p> <p>第九地区教科用図書採択協議会の文書開示に関する要項は、平成16年度に作成されたものでございます。</p>

<p>会長</p>	<p>簡単にご説明いたしますと、第1条で目的、第2条で文書の定義、第3条で事務手続、第4条でこの要項に定めるもののほか、文書の開示に必要な事項は、福岡県情報公開条例及び個人情報保護条例によることといたしております。</p> <p>今後、要項の他にも必要に応じて採択協議会として申し合わせを行って対応を行ってまいりたいと思います。</p> <p>なお、9P、10Pの申し合わせ及び規準表につきましては、年度当初でありますので確認しておいた方がよいのでここで提案しておりますが、前年度からの変更点がございます。2月の採択協議会で了承していただいておりますとおり、採択協議会の議事録については、教科書採択後に公開としておりますのでよろしくお願ひします。なお、第十地区についても同様の基準となっておりますのでよろしくお願ひします。以上でございます。</p> <p>ただいま説明がございましたが、質問ございますでしょうか。</p> <p>文書開示については、10ページの表でいけば、中程の採択協議会の議事録が、今回から公表対象となるということで、九地区、十地区同じ対応ということです。よろしいですか。</p> <p>先に進みます。協議事項⑥教科用図書採択事務運営要項について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>資料の13Pをご覧ください。採択事務運営要項について簡単にご説明いたします。</p> <p>第1節では、教科用図書の採択に関する仕組みと教科用図書の採択に係る県教育委員会の指導、助言又は援助に関することについて規定されております。</p> <p>第2節では、採択地区協議会の組織及び運営に関することが規定されておまして、これは先ほどの規約が内容的には反映されているところです。</p> <p>第3節では、教科用図書選定委員会の組織及び運営に関することや選定委員会の任務及び組織について規定されております。また、答申の時期を8月4日(火)までとしているところでございます。</p> <p>第4節では、総括部会の組織及び運営等に関するところで、総括部会の任務及び組織について規定いたしております。</p> <p>第5節では、選定部会の組織及び運営に関するところで、選定部会の任務及び組織と(3)で調査審議の結果報告の時期を8月4日(火)までとしているところです。なお、選定部会は、各教科</p>

	<p>毎に校長代表 1 名、教頭代表 1 名、教諭等代表 2 名をもって構成し、委員の委嘱にあたっては、協議会の会長が委嘱状を交付することとなっております。</p> <p>第 6 節では各学校の意見の取扱い、第 7 節では学識経験者及び保護者代表の意見の取扱いに関することが規定されております。</p> <p>第 8 節では、事務局を柳川市教育委員会に置き、その組織及び運営に関することを規定いたしております。</p> <p>ここで確認をお願いしたいことがございます。資料の 15 P、採択協議会の任務として、2 節の 2 協議会の任務（1）において「県教育委員会が示した採択基準をもとに、地区内の採択に必要な採択基準を決定すること」とされています。</p> <p>本採択協議会においては、「県が示す採択基準を本採択協議会の採択基準とする」ということで確認をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ただいま、説明がありました教科用図書採択事務運営要項についていかがでしょうか。県の規約に準じているということですか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員一同 会長	<p>はい。</p> <p>次に、協議事項⑦教科用図書の採択に係る組織及び教科用図書採択協議会事務局の組織について、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>資料の 20、21 P をご覧下さい。</p> <p>まず、教科用図書の採択に係る組織について簡単にご説明致します。平成 23 年度、採択の折にご了承いただいております組織と基本的には変更はありません。</p> <p>図の下の方をご覧下さい。教科書を採択するにあたって、教科書を専門的な見地から研究する教科用図書調査研究部がごいます。これは南筑後教育事務所が事務局となり所管いたします。中央部分にある選定委員会では、各教科の選定部会とそれらを取りまとめ、3 種以上を選定し採択協議会に答申します。この選定委員会の答申を受け採択協議会で 1 種を選定するという流れになります。</p> <p>次に、教科用図書採択協議会事務局の組織については、昨年同様柳川市が事務局となりますので採択協議会の運営と、選定委員会の事務を行うこととなります。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの教科用図書の採択に係る組織及び教科用図書採択協議会事務局の組織について説明しました。いかがでしょうか。</p>

委員一同 会長	いいと思います。 次は、協議事項⑧選定委員会委員の選考（案）につきまして説明をお願いします。
事務局長	資料の２２Pをご覧ください。 平成２７年度中学校科用図書調査研究部調査員・選定部会委員配分一覧表がございます。調査研究委員は九地区と十地区を併せた委員で構成され南筑後教育事務所が事務局となります。 選定部会は、九地区だけで構成し柳川市が事務局となります。 一覧表には、選定部会と調査研究委員会の配分が書かれています。 名簿については、４月１３日までに各市町教育委員会から推薦委員名簿の提出をお願いすることになりますが、事務局が異なりますので調査研究委員会委員は南筑後教育事務所へ、選定部会は柳川市へ報告をお願いいたします。 なお、選定部会の委員の報告様式等については後ほど「その他の項目」でご説明いたします。
会長	昨年度も同じような表を、目を通していただいていると思います。今回は中学校ということで、内容は違いますが様式は同じ示し方。何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
委員一同 会長	はい。 次に、教科書選定に関わって、学識経験者・保護者代表の推薦について事務局から説明をお願いします。
事務局長	総括部会の学識経験者と保護者代表の推薦についてでございます。学識経験者・保護者代表の推薦の条件として、資料１５Pの教科用図書採択事務運営要項第２節５項、資料１８P第７節の４項にありますように中立公正で教科書採択に関して利害関係を有しない方を選定する必要があります。 まず、保護者代表については、要項第７節３項２号で南筑後ブロックPTA連合会と相談の上各教育委員会と連絡を取りながら候補を選定することとされております。事務局で南筑後ブロックPTA事務局と関係教育委員会と相談して決定していきたいと考えております。
会長	今提案があった手順で保護者代表を決めていくということですのでよろしいでしょうか。
委員一同 会長	はい。 次に、学識経験者の選定について説明いたします。

事務局長	<p>運営要第7節3項1号の規定で協議会で選出いただきますと事務局が連絡を取って参ります。候補者としては教育に関わっておられる大学の先生などが考えられますが、候補者について推薦いただけたらと思っております。</p>
会長	<p>私からですが、候補者の推薦につきましては、事務局にご一任いただけないかと考えております。いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議ありません。</p>
会長	<p>では、次回までには</p>
事務局長	<p>次回までに事務局で調整していきたいと思っております。</p>
会長	<p>次に協議事項⑨平成27年度第九地区教科用図書採択協議会予算(案)につきまして、説明をお願いします</p>
事務局長	<p>説明 資料23Pをご覧ください</p> <p>昨年の10月に27年度予算(案)を提案させていただいたところです。その後、利子収入が確定しまして、若干繰越金が変わったことなどで予算案を変更しております。10月からの変更点を具体的に申しますと、繰越金額の7円増、利息が端数処理で7円減としています。</p> <p>なお負担金の額については、下段の右端の合計欄のとおりとなっております。10月からの変更はありません。以上でございます。</p>
会長	<p>以上ですが、ご質問等ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>ありません</p>
会長	<p>先に進みます。協議事項⑩平成27年度第九地区中学校教科用図書採択日程(案)について、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>資料の24Pをご覧ください。</p> <p>地区採択協議会が4回、総括部会が2回、選定部会が4回開催します。調査研究部会は南筑後教育事務所の所管で別途開催されます。4月13日に調査研究委員名簿を教育事務所へ、選定委員の名簿を柳川市の事務局へ報告していただきます。それをもとに4月24日の採択協議会で選定委員の決定を行います。</p> <p>5月25日に委嘱状の交付及び、総括部会と選定部会の組織づくりを行います。</p> <p>6月19日から教科書センターでの教科書展示が行われます。休館日等を除いて実質的に閲覧できる期間が14日になるように設定をお願いします。センターの設置場所によりこの最終の期日は異なりますのでセンター設置の地域にあっては期間設定に遺漏の無いようお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>巡回の日程については、5月25日から6月28日までを計画いたしております。正式には後日お知らせすることになるかと思えます。学校からの意見聴取は7月7日までに事務局に集約いたします。7月10日には学校意見のとりまとめを選定委員会で行います。また、7月14日に調査研究委員会からの具申を受け選定委員会で資料の検討、その後7月29日には3種選定が行われます。8月4日には採択協議会で1種選定を行います。</p> <p>その後、市町教育委員会へ答申結果を持ち帰っていただき、各市町教育委員会で採択を行っていただくこととなります。</p> <p>中央の欄は、選定委員会です。選定委員会は総括部会と選定部会の2つの部会で構成されます。総括部会は、管理職で構成され、選定部会は管理職と教諭等で構成されます。先ほどの採択協議会の説明と重複する点もありますので、簡単にご説明いたします。</p> <p>採択までに総括部会が2回、選定部会が4回開催されます。</p> <p>第1回総括部会は5月25日に行い、委嘱状の交付と組織づくりを行います。選定部会と構成が重なりますので、同日開催となります。また、第3回採択協議会も行いますので、教育長の皆さまの出席もお願いします。5月25日から6月28日まで教科書の学校巡回展示を行いますので、7月2日から7月7日までの間で各地教委で集約され、学校意見の報告を事務局にお願いします。7月10日にはこの学校意見をもとに、第2回選定部会を開催いたします。7月14日には調査研究委員会の答申を採択協議会会長が受け、その後第3回選定部会に対する調査研究部会の報告説明があります。7月29日には3種選定の答申書作成を行います。</p> <p>8月4日は終日、1種選定となります。その後先ほど申し上げましたように、市町教育委員会へ答申結果を持ち帰っていただき教育委員会で採択を行っていただくこととなります。9月1日が情報公開の開始になりますのでそれまでは守秘をお願いいたします。</p> <p>調査研究委員会は、南筑後教育事務所が所管ですので、特に説明はいたしません。</p> <p>現在このようなスケジュールを考えておりますが、行事等どうしても都合の悪い場合は、調整を図りながら変更することもございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>何か質問等はありませんか。</p>
-----------	--

委員 事務局長 会長	採択決定のご報告は、これから決めるとおっしゃってました。 はい、そうです。 今回が終われば、4年後ということになるんですかね。 次に協議事項⑩その他の1番「選定委員会委員の推薦について」、説明をお願いします。
事務局長	資料25Pと今配っております通知文27教協第2号をご覧ください。選定委員会委員の推薦でございますが、別紙様式により4月13日までにFAXまたは電子メールで推薦報告をお願いします。なお、提出期限まで期間がなかったため、事前に各教育委員会へ文書を送信させていただいております。今回の文書が公印を押印した正式文書となります。
会長 委員一同 会長	選定委員の推薦についてはよろしいでしょうか。 はい 次に協議事項⑩その他の2番「負担金の納入について」、説明をお願いします。
事務局長	負担金の請求については、南筑後教育事務所の調査研究部会事務局と九地区採択協議会負担金の請求書が別々に送付されます。各請求金額を、各口座に納入をお願いします。また、本協議会の各市町教育委員会の負担金でございますが、請求書を後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。
会長 委員一同 会長	よろしいでしょうか？ はい 次に協議事項⑩その他の3番「選定委員会委員の見本本について」、説明をお願いします。
事務局長	第九地区採択協議会あての教科書出版社からの見本本の中から各委員に1セット配布することと致します。 なお、南筑後教育事務所の調査研究部会にも要請があれば必要数を配布いたします。5月25日の委嘱状交付の時に教科書を渡したいと考えております。
会長 委員一同 会長	見本本の配布についてはよろしいでしょうか？ はい 協議事項⑩その他の4番「教科書センター及び展示場について」説明をお願いします。
事務局長	同じく、資料の25Pをご覧ください。教科書センター及び展示場についてでございます。第九地区関係の教科書センターはこのようになっております。採択に係る日程のところでお話した

<p>会長 委員一同</p>	<p>しましたが、6月19日から14日間となっております。よろしく お願いします。</p> <p>ただいま説明の件はよろしいでしょうか？</p> <p>はい</p>
<p>会長 事務局長</p>	<p>それでは、これで協議事項を全て終了しました。採択の規約、 組織、日程、予算等具体的なことが決定いたしましたので、今後 よろしく申し上げます。その他で事務局からありますか？</p> <p>最後に、今から配ります通知文27教協第3号で、第2回目の 協議会の日程です。4月24日（金）に教育事務所で、午前11 時から予定しております。その日の午後から教育長会が行われる と思えますけど、その午前中に開催したいと考えております。</p> <p>その際に選定委員会委員の決定をさせていただきたいと思っ ております。よろしく申し上げます。</p> <p>なお、旅費については、各教育委員会の教育長会議の旅費で対 応をお願いいたします。</p> <p>なお、当日は正午を過ぎることも考えられますので、事務局の 方で弁当の準備を致します。よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に委員の皆様方から何かございますでしょうか。</p> <p>なければ、次回は4月24日（金）午前11時00分から南筑 後教育事務所ですので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは、これもちまして第1回の採択協議会を終わらせて いただきます。ありがとうございました。</p>